

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

この要領は、豊見城市がこども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「豊見城市こども計画」の策定にあたり、こどもや若者の意識調査や生活に係る調査や子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析するための調査を実施するとともにその課題を分析する。また、その他にこども計画の策定に必要な調査、会議の運営支援、策定に係る全般的な支援をする事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 件名 豊見城市こども計画策定に係る調査・分析支援業務委託
- (2) 業務場所 市指定場所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案上限額 ￥7,304,000円（いずれも消費税及び地方消費税を含む）
※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、
契約金額ではありません。

3. プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する理由及びプロポーザル方式の方法

本業務の目的を達成するため、こどもや若者の意識調査や生活に係る調査や子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析するための調査及び計画策定分野において、高いスキルを持ち、緻密な分析力及び広い視野と展望を持って計画策定支援を行うことができる事業者を決定する必要がある。価格のみによる競争では当該業務の優先交渉権者を決定することが困難であると考えられることから、業務の目的を達成するための高度な企画力、専門性及び経験を有し、優れた提案を行う者からの提案を受けることが可能であるプロポーザル方式を採用する。

また、競争性及び公共性の観点からプロポーザル方式の実施方式は公募型とする。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国及び地方公共団体等において指名停止等の処置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有する者であること。
- (5) 豊見城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者であること。
- (6) 租税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと。
- (9) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な連絡体制、遂行体制がとれるよう正副2名以上の担当者を割り当てること。

(10) 共同体（コンソーシアム）での参加も可能とする。（その場合、構成員すべてが上記（１）～（８）の要件を満たすこと。）

(11) 直近５年間（令和２年度～令和６年度）に、国もしくは他の地方公共団体が発注する子ども関係の計画又はその他の行政計画のニーズ調査もしくは計画策定支援に関する業務について、契約履行実績があること。なお、契約件名や業務名に関わらず、当該業務内容を行っていれば実績とみなす。

5. 応募方法

(1) 募集要領等の配布

- ① 配布期間 令和７年８月１８日（月）から配布
- ② 配布方法 豊見城市ホームページからダウンロード

(2) 質問及び回答

「企画提案仕様書」等に関して疑義がある場合には、質問書（様式１）を記入し、メール又はＦＡＸにより受付ける。質問送付後は、電話により受信確認を行うこと。（TEL 098-850-6775）

- ① 受付期限 令和７年８月２２日（金）正午必着
- ② 提出場所 ※下記１５ 問い合わせ及び提出先 参照
- ③ 令和７年８月２６日（火）までに、質問書提出者にメール又はＦＡＸにて回答及び市のホームページに掲載します。電話での回答は行わないものとし、質問書を提出した事業者名は非公表とする。

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和７年９月１６日（火）午後３時（必着）
- ② 提出場所 ※下記１５ 問い合わせ及び提出先 参照
- ③ 提出書類及び必要部数等

以下の書類を一式にまとめ、正本１部及び副本６部を作成し、合計７部を提出すること。なお、提出書類は、左端を仮綴り（Ａ４長辺側を穴開け）、インデックス等を付けるか、または、全ての書類に通し番号でページを付してください。

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２
- イ 企画提案資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式
- ウ 共同体（コンソーシアム）構成書・・・・・・・・・・様式３ ※該当する場合のみ

※共同体にて申込む場合は、下記エの１頁目及びオカキクも構成員ごとに提出すること。

- エ 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式４
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- カ 会社定款（ない場合は規約及び構成員名簿等）
- キ 完納証明書（所在地の市町村） ※発効から３ヶ月以内のものに限る
- ク 業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式５
- ケ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式６
- コ 予定管理技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式７
- サ 積算見積書（積算見積書・業務費内訳書）・・・・様式８【任意様式 参考】

※書類内容確認のために、上記以外の資料を求める場合がある。

⑤ 提出方法：持参

- ア 月～金曜日の午前９時～午後５時（祝日及び正午から午後１時までを除く）
- イ 郵送又は電送による提出は受理しない。

6. 企画提案書の作成方法

- (1) 企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「5 業務内容」に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。
- (2) 企画提案書は、原則A4判25頁以内とし、日本語により記述すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横も可とする（A3判はA4判2ページ分とみなし、両面印刷しないこと）。
- (3) 専門知識を有しないものでも理解できるよう、専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (4) 文字の大きさは、11ポイント以上とすること（表題、図表を除く）。

7. 企画提案書等の審査（プレゼンテーション審査）

- (1) 実施日 令和7年9月29日（月）
- (2) 実施場所 豊見城市役所内
- (3) 出席者数 1者 3名以内とする。
- (4) 実施者 本業務を受託した際の担当予定者が行うこと。
- (5) 実施時間 1者 30分以内とする。（プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 10分程度）
- (6) 貸出物品 机・椅子・電源・プロジェクター・HDMIケーブルとする。
- (7) その他 ※企画提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。また、追加資料の配布や使用は一切認めない。
※あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。提出した企画提案書以外の説明は一切認めません。
※プレゼンテーションは、令和7年9月29日（月）を予定していますが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間と場所を連絡します。

8. 公募スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年8月18日（月） |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年8月22日（金）正午 |
| (3) 質問回答（予定） | 令和7年8月26日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年9月16日（火）午後3時 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年9月29日（月） |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年10月1日（水） |
| (7) 委託契約（予定） | 令和7年10月1日（水） |

9. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出期限までに全ての必要書類の提出を満たしていない場合。
- (3) 本実施要領に定める事項に違反した場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (5) 公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合。
- (6) 参考見積書の金額が、「2. 業務概要（5）提案上限額」を超過した場合

(7) その他選定委員会又は市が不適格と認めた場合

10. プロポーザルの辞退

企画提案書等の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、提案書等の提出期限までに辞退届（様式9）を持参又は郵送にて提出すること。

11. 選定方法及び評価基準

本プロポーザルについては、豊見城市こども計画策定企画提案選定委員会が、別に定める「選定要領」に基づき審査を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定する。

- (1) 適正な企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）について、こども未来部こども応援課において参加資格の要件等の審査（書類審査）を行ったうえで、本市の設置する企画提案選定委員会においてプレゼンテーション審査（プレゼン・質疑応答）を行い、提案された内容を「評価基準」に基づき評価し優先交渉権者を決定する。なお、応募者多数の場合は書類審査により上位3者を選定し、プレゼンテーション審査を行うものとする。
- (2) 審査結果については、すべての提案者に対し、書面で通知する。

12. 結果の通知

選考結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

13. 委託契約について

- (1) 提案者が1者であっても、評価を行い、優先交渉権者として適当でない認められる場合は、優先交渉権者と決定しないことがある。
- (2) 優先交渉権者と委託に関する必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。
- (3) 契約金額は優先交渉権者が提案した見積額を基に「2.（5）提案上限額」の範囲内とする。
業務実施にあたっては、仕様書を基本に提案された業務内容について本市と協議して進めていくものとする。

14. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本円とする。
- (2) プレゼンテーションは、提出期限までに提出された企画提案書等を基に行うこととする。
- (3) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーションへの出席に要する全ての経費等については、参加者の負担とする。
- (4) 書類提出後の企画提案等の修正及び変更については一切認めない。
- (5) 提出された全ての書類の取り扱い是非公開とし、当該選定事務以外には使用せず、また返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 選定結果についての異議申立は一切受け付けないため、了承した上で参加すること。
- (8) 1業者あたり、提案は1件とする。
- (9) 豊見城市契約規則を熟読のこと。
- (10) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

15. 問い合わせ及び提出先

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所2階
豊見城市 こども未来部 こども応援課 こども未来企画班（担当：安谷屋）
電話：098-850-0675 FAX：098-850-7046
E-mail：kodomouen@city.tomigusuku.lg.jp